□　金融再生法債権区分にもとづく保全状況

平成24年９月末

（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	938	212	155	570	938
危険債権	1,953	603	675	433	1,713
要管理債権	210	91	－	54	146
小計	**3,102**	**907**	**831**	**1,059**	**2,798**
正常債権	55,656				
合計	**58,759**				

債権区分	債権額		
	平成24年３月末	平成24年９月末	増減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	1,100	938	▲ 162
危険債権	2,076	1,953	▲ 122
要管理債権	224	210	▲ 13
小計	**3,401**	**3,102**	**▲ 298**
正常債権	57,376	55,656	▲ 1,719
合計	**60,777**	**58,759**	**▲ 2,018**

注　本表は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第６条にもとづき、貸借対照表の貸出金、その他信用事業資産中の未収利息ならびに信用仮払金の各勘定（信用事業総与信）について、債務者の財政状態および経営成績を基礎として区分したものです。

① 「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

② 「危険債権」とは、経営者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営状態が悪化し、契約に従った債権元本の回収および利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。

③ 「要管理債権」とは、３ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。

④ 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外の債権です。